

国民健康保険加入の皆さんへ

簡易申告はお済みですか？

国保税の軽減(均等割額・平等割額)制度の適用や、高額療養費の負担限度額の判定に必要です

国保世帯の世帯主(本人自身が国保に加入していない場合も含みます)と国保に加入している世帯員全員の合算所得金額が、一定基準額を下回る場合、均等割額(一人ひとりにかかる額)と平等割額(世帯ごとにかかる額)が軽減される制度があります。次のような方は必ず簡易申告をしてください。

①平成18年中に収入のなかった方(18年中の収入が雇用保険などの非課税所得のみの方も含みます)

②平成18年中に障害・遺族年金を受給していた方(ただし、国民年金などの受給者は、申告は不要です)

③平成18年中に扶養、仕送り、退職金・預貯金で生活していた方など



〔受付場所〕

国保年金課(9番窓口および各総合支所市民生活課・各支所)

※すでに税務署や市役所、各総合支所で国保加入者分(国保に加入していない世帯主も含む)の申告を済ませている場合は必要ありません。

※国保加入世帯の中に、①〜③のいずれかに該当しているにもかかわらず、1人でも未申告の方がいると、保険税の軽減や高額療養費の負担限度額の判定ができなくなりますので、ご注意ください。

問 国保年金課(内線249・274・275)・各総合支所市民生活課

学生の皆さんへ

国民年金学生納付特例の申請はお早めに！

本人の所得額によって、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります

学生の皆さんも20歳になったら国民年金に加入し、保険料を納めなければなりません。本人の前年の所得が118万円以下の場合、保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」の適用を受けることができます。また、この制度が承認されると期間中に事故や病気で重度の障害が残った場合には、障害基礎年金が受けられ、将来の老齢基礎年金についても受給資格期間に算入されます。

※申請が遅れた場合、万が一障害を負ってしまった場合などに年金が支給されないことがありますので、申請はできるだけ早めに、学生証の写し、または在学証明書をお持ちの上、国保年金課・各総合支所・各支所で行ってください。

問 石巻社会保険事務所

☎ 22-51115

国保年金課(内線256・257)

木造住宅耐震の助成事業

●『木造住宅耐震診断』助成事業

建築してから一定の期間を過ぎた木造住宅の「耐震診断」を行うもので、県知事が養成した「みやぎ木造住宅耐震診断士」を派遣し、耐震対策を支援するものです。

対象建築物

次の条件を全て満たすものとします。

建築物

在来軸組構法による木造の個人住宅(一部店舗等併用住宅、二世帯住宅は含みますが、構造が丸太組構法およびプレハブ構法の住宅や、用途がアパート、長屋は対象外となります)

規模 3階建て以下

建築時期 昭和56年5月31日以前に着工されたもの

費用負担 延べ面積により負担額が異なります
(例)延べ面積200㎡以下の場合 8,000円

調査日 診断士と調整し、文書により通知します。

申込期間 5月7日(月)～12月21日(金)

予定募集戸数 100戸

●『木造住宅耐震改修工事』助成事業

石巻市木造住宅耐震改修計画等助成事業に基づき、耐震改修工事などを希望する方に補助金を交付し、耐震対策を支援するものです。

対象建築物

先に実施した改修計画等助成事業による耐震精密診断および木造住宅耐震診断助成事業の総合評点が1.0未満の住宅で、耐震工事施工後の総合評点が1.0以上となる住宅または総合評点が0.7未満の住宅で、建て替え工事を実施する住宅。

※申し込みの際は、対象建築物であることが確認できる書類(耐震診断結果報告書、耐震改修計画書)および印かんをご持参ください。

補助金額

- ・耐震化工事に要する費用の9分の4以内(限度額40万円)
 - ・避難弱者住宅(※)の耐震化工事に要する費用の6分の1以内(限度額15万円)
- ※65歳以上の方が居住する住宅、身体障害者手帳1・2級の交付を受けた方が居住する住宅、要介護認定を受けた方が居住する住宅など。

申込期間 5月7日(月)～12月21日(金)

予定募集戸数 50戸

問 建築指導課(内線541・542・543)

4月1日から

児童手当制度が改正されました

0歳以上3歳未満の児童の養育者に対する児童手当

現行
第1子、第2子 月額5千円
第3子以降 月額1万円

改正
出生順位にかかわらず
月額1万円

3歳以上の児童の養育者に対する児童手当(現行どおり)

第1子、第2子 月額5千円
第3子以降 月額1万円

児童手当法が改正されたことに伴い平成19年4月分から、3歳未満の乳幼児に対する手当額が、第1子および第2子について月5千円増額し、一律1万円になりました。

なお、3歳以上の児童の手当額、支給対象年齢および所得制限限度額については現行どおりです。

〔支給対象者〕

今回の拡充の対象となるのは平成16年4月1日以後に出生し

た児童で、平成19年4月分から3歳未満の児童手当の額は一律1万円となりますが、3歳到達後の翌月分からは第1子および第2子の手当額は5千円となります。

なお、平成19年3月31日まで児童手当を受給していた保護者の方は、特段の手続きの必要はありません。また、受給していない保護者の方で、受給資格がある場合は、認定請求または額改定請求が必要になります。

問 子ども家庭課(42・50)・各総合支所保健福祉課

市民課窓口を毎週月曜日延長しています

市では、市民の皆さんへのサービス向上を図るため、窓口の業務時間延長(毎週月曜日:午後7時まで)を継続しています。

通常の間で市役所にお出でになれない方は、ぜひ、このサービスをご利用ください。

期間 平成20年3月までの毎週月曜日
(月曜日が祝日の場合は翌火曜日)
時間 午後7時まで
取扱業務 住民票の発行、印鑑登録証明書の発行、戸籍謄抄本の交付

時間延長で対応のできないもの

- ・印鑑登録・暗証番号登録など
- ・転入、転出、転居などの異動手続き、および戸籍に関する届出

※総合支所および支所では窓口の時間延長は行っていません。

問 市民課(内線258・261)

春の交通安全市民総ぐるみ運動

5月11日(金)～20日(日)

重点項目

- 飲酒運転の根絶(全国共通)
- 自転車の安全利用の推進(全国共通)
- 後部座席を含むシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底(全国共通)
- 道路の正しい横断(宮城県独自)

問 防災対策課(内線521)・各総合支所・最寄の警察署

危険ブロック塀等除却事業について

地震発生時のブロック塀などの倒壊による事故を未然に防止するため、危険度の高いブロック塀などを除却して安全を確保する場合に、除却費用の一定額を助成します。

また、除却跡地にブロック塀やコンクリート造など以外の軽量の塀などを設置する場合にも、設置費の一部を助成します。

■除却補助対象

次の条件全てに該当するコンクリートブロック造、石造、れんが造およびその他の塀並びに門柱の除却費用です。

- 道路に面しているブロック塀など
- 道路の高さから1m(擁壁上の場合は0.6m)以上のもの
- 当市が行ったブロック塀等実態調査においてA判定以外もの
- 除却して再びブロック塀などを築造する場合は、建築基準法施行令に定める構造基準に適合すること

■補助金額

1㎡当たり4,000円を乗じて算定した額(限度額15万円)

■フェンス等設置補助対象

除却跡地にコンクリートブロック造およびコンクリート造など以外の軽量の塀などを設置する場合、次の条件のいずれかに該当するもの。

- 生け垣を設置する場合は1m以上の苗木を用いて50cm以下の間隔で植栽し、支柱などにより適切に固定できるもの
- フェンスや板塀などを設置する場合は、塀のみの高さが60cm以上のものとし、基礎を設置するなどして適切に固定できるもの

補助金額

- 補助率 設置費用の1/3以内
- 限度額 除却延長に4,000円を乗じた額または100,000円(最大25m)のいずれか低い額

申込期間 5月7日(月)～12月21日(金)



問 建築指導課(内線541・542・543)